**○○○街頭防犯カメラ設置運用規程**

**「運用規程」の参考例**

１　目的

　　この規程は、○○○が設置する街頭防犯カメラ（以下「防犯カメラ」という。）について必要な事項を定める。個人のプライバシー保護を配慮し、学校に通う子どもたちの見守りや○○区内における犯罪及び、事故、災害の防止を図ることを目的とする。

２　設置場所及び設置台数

　　伊東市○○丁目○番○号　○○○○センター　別紙配置図のとおり

　⑴　防犯カメラ　○台

　⑵　モニター、録画装置等一式

３　設置者及び運用責任者

　⑴　設置者

　　　○区

　⑵　管理責任者

　　　○○区長　○○○○

　⑶　操作担当者

　　　防災会長　○○○○

４　機器の操作及び画像視聴の制限

　　機器の操作及び画像の視聴については、上記管理責任者又は操作担当者（以下「管理責任者等」という。）が行うものとし、他の者が行う場合は、管理責任者の許可を得なければならない。

５　設置の表示

　　設置者は、防犯カメラの撮影区域又はその周辺に、「防犯カメラ作動中」と記載した表示板を掲示する。掲示板は、管理責任者・連絡先を記載する。

６　画像の適正な管理

　　設置者は、画像について次のように取り扱うものとする。

　⑴　画像の保護

　　ア　画像記録装置、又は記録媒体は管理責任者が管理を行い、管理責任者以外の者の持ち出しを禁止する。

　　イ　画像を他の記録媒体へ複製し、又は送信する場合は、外部への漏えい等を防止するため、必要な措置をとる。

　　ウ　上記により画像を他の記録媒体へ複製し、又は送信した際には、その理由を記録し残すものとする。

　⑵　画像の保存期間

　　　画像の保存期間は、最大１か月以内とする。

　　　　※上記期間を超えて特定の画像を保存する必要がある場合は、その理由を明確にした上で、撮影日時、場所等と合わせてその旨を記録に残すものとする。

　⑶　画像の消去

　　　保存期間が終了した画像は、上書き又は初期化等により確実に消去する。

　　　記録媒体（記録媒体を内蔵している画像記録装置も含む。）を破棄する場合は、画像の読み取り又は復元が出来ないよう処分する。

　⑷　画像の加工禁止

　　　画像は、撮影された状態のまま保存し、加工したものを保存してはならない。

７　秘密の保持

　　管理責任者等及び管理責任者の許可を得た者は、防犯カメラの画像と画像から知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。また、それらを不当な目的のため使用してはならない。

　　このことは、管理責任者等の任期が終了後においても同様とする。

８　画像の提供

　　管理責任者等は、次のいずれかに該当する場合を除き、第三者に画像を提供してはならない。

　⑴　法令等に定めがある場合

　⑵　捜査期間から犯罪又は事故の捜査目的で、文書により画像提供の要請を受けた場合

　⑶　個人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められる場合

　⑷　本人の同意があるとき、又は本人に提供する場合

　　　なお、⑴から⑷に基づき第三者に画像を提供する場合、設置目的に照らして必要性を慎重に判断する。また、提供する際に相手の身分を確認し、提供した日時、提供先、提供理由及び提供した画像の内容を記録する。

９　問い合わせ等への対応

　　設置者は、防犯カメラに関する問い合せ又は苦情（以下「問い合わせ等」という。）を受けた場合は、問い合わせ等の対象が設置目的又は設置運用規程に照らして適正な行為かどうか判断し、誠実かつ迅速に対応する。

１０　街頭防犯カメラの保守点検と撤去

　⑴　保守点検

　　　設置者は、防犯カメラに関する機器を定期的に点検し、修理・修繕等を行う。

　⑵　撤去

　　　設置者は、防犯カメラの運用を廃止する場合は、責任を持って撮影装置や設置表示を撤去する。

附　則

　この規程は、令和　　年　　月　　日から施行する。